

社会福祉法人・福祉施設の 「地域における公益的な取組」 の発信率100%へ

社会福祉法人制度改革による
「地域における公益的な取組」の責務化の背景

社会福祉法人は
地域ニーズへ
十分に対応できているか？

社会福祉法人は
他の経営主体と比較して
高い公益性を發揮できているか？

「地域における公益的な取組」の責務化
(社会福祉法第24条第2項)

社会福祉法人・福祉施設の実践が注目されている！
<規制改革推進会議、税制調査会など>

- 制度の狭間にあるニーズに対応しているか
- 生活困窮者への支援を積極的に行っているか
- 非課税とされているにふさわしい国家や地域への貢献を行っているか など

すべての社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を
積極的に展開していることを発信することが重要

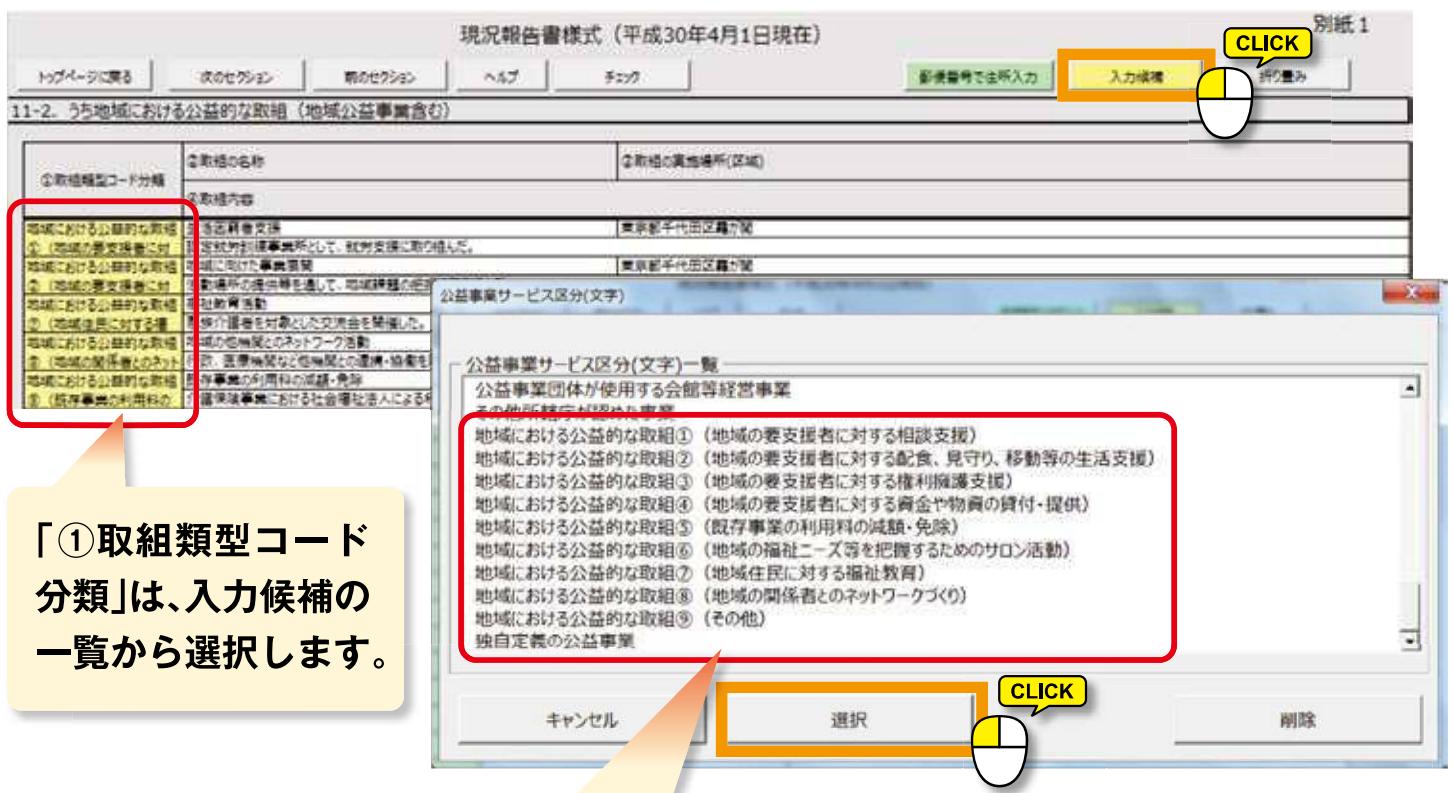
「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載を
発信率100%へ



現況報告書への記載・提出

- 毎年6月末までに、すべての社会福祉法人において「現況報告書」等の提出が必要です。提出は、WAMNET「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を使用し、各所轄庁に提出することとされています。
- 「現況報告書」の「11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業含む)」に各社会福祉法人・福祉施設での取組を意識的に記載することが重要です。
- 記載する内容は、「①取組類型コード分類」、「②取組の名称」、「③取組の実施場所(区域)」、「④取組内容」です。

<現況報告書>



「①取組類型コード分類」は、**入力候補の一覧**から選択します。

<取組類型コード分類>

- 「地域における公益的な取組①(地域の要支援者に対する相談支援)」
- 「地域における公益的な取組②(地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援)」
- 「地域における公益的な取組③(地域の要支援者に対する権利擁護支援)」
- 「地域における公益的な取組④(地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供)」
- 「地域における公益的な取組⑤(既存事業の利用料の減額・免除)」
- 「地域における公益的な取組⑥(地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動)」
- 「地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)」
- 「地域における公益的な取組⑧(地域の関係者とのネットワークづくり)」
- 「地域における公益的な取組⑨(その他)」

施設種別の特性や専門性を活かした取組と 現況報告書への記載例

貴法人・施設では必ずいずれかの取組を実施しているはずです！
以下の取組例を参考に、現況報告書に記載してください。

施設種別／取組例	現況報告書での分類
種別共通	
<input checked="" type="checkbox"/> 実習生の受入れ 実習生や研修生等の受入れによる福祉人材の育成	⑦地域住民に対する福祉教育
<input checked="" type="checkbox"/> 行事やバザーの開催 行事やバザーを通じた早期発見に向けた相談しやすい環境づくり	⑨その他
<input checked="" type="checkbox"/> 複数法人間連携事業への参画 連携事業への参画による地域のセーフティネット構築	⑧地域の関係者とのネットワークづくり
<input checked="" type="checkbox"/> 認定就労訓練事業の実施 認定就労訓練事業としての生活困窮者への就労支援	①地域の要支援者に対する相談支援
<input checked="" type="checkbox"/> 災害時に備えた地域のコミュニティづくり 地域住民と連携した防災体制の構築	⑧地域の関係者とのネットワークづくり
保育所など	
<input checked="" type="checkbox"/> 地域の子育て家庭の相談支援 園庭開放・近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談	①地域の要支援者に対する相談支援
<input checked="" type="checkbox"/> 児童虐待防止ネットワーク 児童虐待防止ネットワークへの参画	③地域の要支援者に対する権利擁護支援
<input checked="" type="checkbox"/> 子育てサロン 子育てサロンの実施による子育て家庭の居場所づくり	⑥地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
社会的養護関係施設など	
<input checked="" type="checkbox"/> 施設退所者への継続的な支援 児童養護施設退所者への相談支援	①地域の要支援者に対する相談支援
<input checked="" type="checkbox"/> 児童虐待防止ネットワーク 児童虐待防止ネットワークへの参画	③地域の要支援者に対する権利擁護支援
障害福祉関係施設など	
<input checked="" type="checkbox"/> 障害の理解促進の取組 地域住民の交流による障害の理解促進	⑦地域住民に対する福祉教育
<input checked="" type="checkbox"/> 買い物支援サービス 移動が困難な障害者等に対して買い物支援サービスを実施	②地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
高齢者福祉関係施設など	
<input checked="" type="checkbox"/> 配食サービス 高齢者世帯に夕食を低額で配り安否確認を実施	②地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
<input checked="" type="checkbox"/> 認知症カフェ 認知症カフェの開催による認知症への理解と課題共有	⑥地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
<input checked="" type="checkbox"/> 利用者負担軽減制度 低所得者の介護保険サービスの利用者負担減免	⑤既存事業の利用料の減額・免除
救護施設など	
<input checked="" type="checkbox"/> 生活困窮者への自立支援 施設退所者に対する自立相談支援を実施	①地域の要支援者に対する相談支援
<input checked="" type="checkbox"/> 生活困窮者への生活費支援 生活困窮者への生活費支給や物資の貸付	④地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供



「地域における公益的な取組」の解釈の明確化

- 平成30年1月23日の通知改正^(※)により、「地域における公益的な取組」の解釈の明確化が図られました。
- 無料または低額な料金で提供されることは基本としつつも、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても対象に含められることとなりました。

(※)社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0123第1号／平成30年1月23日)

要件③ 無料又は低額な料金で提供されること

対象となる取組に係る解釈の明確化

要件①

社会福祉事業又は公益事業を行って当たって提供される福祉サービスであること

要件②

日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること

- 支援が必要な者が間接的に利益を受ける取組
- 地域の創意工夫やニーズに合わせた取組

- この明確化により、例えば、

- ・住民の居場所(サロン)、活動場所の提供等を通じた地域課題の把握や地域づくりに関する取組
- ・住民ボランティアの育成
- ・災害時に備えた地域のコミュニティづくり
- ・行事やバザーの開催や環境美化活動、防犯活動^(※)
- ・住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会 等

(※)間接的に社会福祉の向上に資する取組の場合

社会福祉法人・福祉施設の持つ専門性やノウハウを活用した多様な取組も該当することになりました。

全国社会就労センター協議会

全国身体障害者施設協議会

全国保育協議会

全国保育士会

全国児童養護施設協議会

全国乳児福祉協議会

全国母子生活支援施設協議会

全国福祉医療施設協議会

全国救護施設協議会

全国社会福祉法人経営者協議会

障害関係団体連絡協議会

全国厚生事業団体連絡協議会

高齢者保健福祉団体連絡協議会

全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-7819 FAX 03-3581-7928